

## 令和3年度 商品中古自動車証明の業務取扱いについて

一般財団法人日本自動車査定協会 東京都支所

Tel: 03-5418-7001 Fax: 03-5418-7009

東京都管内の商品中古自動車の自動車税（種別割）減免に関する手続きは、**日本自動車査定協会 東京都支所**に商品中古車の証明申請を行い、その後査定協会が発行する「商品中古自動車証明書」を添付し、申請期限までに「**東京都都税総合事務センター 自動車税課 調査班**」宛てに減免申請書を提出します。

なお、減免申請する際は、「令和3年度 中古商品自動車の自動車税（種別割）減免申請について」（東京都主税局）に減免条件等が記載されていますので、必ずお読みください。

（自動車税（種別割）減免の問合せ先 電話番号；03-5946-6783）

## 1. 申請できる商品中古自動車

- (1) 令和3年 4月 1日現在、販売店が商品車として所有し、かつ展示し、自動車検査証の所有者名、使用者名が同一の中古自動車が対象となります。（所有権留保車は対象外です。）
- (2) 商品中古自動車で、修理中のもの、車両置場、オークション会場などにあるものも含まれます。

## 2. 申請できない中古自動車

- (1) 新規登録車（新車・中古車共に） (2) 社用車・代車用車両 (3) 貸渡自動車 (4) 軽自動車
- (5) 他県登録車

## 3. 商品車の現地調査

- (1) 現車確認は、申請のあった展示車両を調査する場合があります。  
\*現地調査に伺うときは、事前にご連絡いたしますので、ご協力をお願いします。
- (2) 展示場がないものは、商品車の確認ができる帳簿等の提示をお願いします。
- (3) 査定協会への申請時に、古物台帳・仕入台帳・在庫表等「写し」の提出（任意）をお願いします。  
\*商品車の確認業務の効率化にご協力をお願いします。

## 4. 査定協会への「商品中古自動車証明申請」の手続き

申請書はウェブサイト <http://www.jaai.com/> より「**WEB版**」申請書作成システムにて作成できます。（申請書は、WEB版、Excel版、手書きの3種類があります。）

- (1) 申請申込書（必ず提出してください）
- (2) 商品中古自動車証明申請書〈様式-1-(1)〉および 商品中古自動車証明書〈様式-1-(2)〉
- (3) 「自動車検査証」の写し ----- 汚損などにより確認できない場合は「現在登録証明書」
- (4) 「古物商許可証」の写し ----- 車検証の所有者名義と同一名義のもの
- (5) 古物台帳・仕入台帳・在庫表等「写し」の提出（任意）をお願いします。
- (6) 証明手数料 ----- **申請1台につき 352円**（含む消費税）
- (7) 査定協会への申請期間 ----- 令和3年 4月 1日（木）～ 4月30日（金）

★郵送申請は、令和3年 4月30日（金）までの郵便局の消印のあるものに限りま。

## 5. 「商品中古自動車証明書」の交付

証明書交付期間 令和3年 5月17日（月）～ 5月18日（火）

## 6. 商品中古自動車証明書の交付後

自動車税（種別割）減免申請書、商品中古自動車証明書〈様式-1-(2)〉、古物商許可証の写し、自動車税（種別割）納税通知書の写しを、令和3年 5月31日（月）までに東京都都税総合事務センター 自動車税課 調査班に提出（または郵送）すること。

# 申請申込書

〒

申請者住所

申請会社名

印

担当者名

電話番号

FAX番号

下記の書類を確認し、商品中古自動車証明申請をいたします。  
なお、減免の対象とならない **新規登録車(新車、中古車)**、**代用車**、**社有車**、**貸渡自動車**、**軽自動車**、**他県登録車等** が証明書より削除されても証明手数料の返還請求はいたしません。

1. 必要書類 (確認して  に  を入れてください)

- ①  「申請申込書」(この用紙)  
②  商品中古自動車証明申請書 様式-1-(1)  
③  商品中古自動車証明書 様式-1-(2)  
④  「自動車検査証」の写し (右上に連番で申請書 No.と同番号を記入)  
⑤  「古物商許可証」の写し  
⑥  証明手数料の振込明細の写し  
⑦  「証明書」の郵送をご希望の場合は、証明手数料に送料 370円 を加算してください。  
[ 台×352円＝ 円 ] (+370円＝合計 円)  
⑧  古物台帳、仕上台帳、売上台帳、在庫表等「写し」の提出(任意)をお願いします。  
\*商品車の確認業務の効率化にご協力をお願いします。

2. 申請場所(窓口) 〒108-0023 東京都港区芝浦 3-11-13

(郵送先) 一般財団法人日本自動車査定協会東京都支所 商品中古自動車証明申請 係

3. 振込先 三菱UFJ銀行 品川駅前支店 普通預金：4840939

ザイニホンジドウシャサテイキョウカイトウキョウトシシヨ

4. 証明書交付 (ご希望の  に  を入れてください)

- 窓口交付  郵送による送付

5. 商品中古自動車証明書の送付をご希望される場合は、下記に返送先住所等を必ずご記入ください。

【重要】 返送先 ご住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	返送先住所: Address
	会社名: (部署名)
	担当者名: Name 様
	電話番号: Telephone Number 【 】

## 令和3年度 中古商品自動車の自動車税（種別割）減免申請について

### 1. 減 免 要 件

- (1) 賦課期日 [令和3年4月1日] 現在、申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている中古自動車で、商品として所有し、かつ、展示していること。（車検整備時等の代車として使用した場合、人や物の移動に使用した場合など、運行の用に供した場合は、減免の対象となりません。）
- (2) 古物営業法の規定により、自動車について古物営業の許可を受けていること。
- (3) 自動車税及び自動車税（種別割）に係る徴収金を滞納していないこと並びに当該年度に係る自動車税（種別割）を納期限内に納付していること。
- (4) 都税に関して罰金以上の刑に処せられた方または通告処分（料科に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた方は、減免申請期限時点で、その刑の執行が終わった（執行を受けることがなくなった）日または通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (5) 都税に係る滞納処分を受けた方は、減免申請期限時点で、その滞納処分の日から2年を経過していること。

### 2. 提 出 書 類

#### (1) 自動車税（種別割）減免申請書（中古商品自動車）

- ★ 申請書を一般財団法人日本自動車査定協会東京都支所（以下、「査定協会」といいます。）ホームページの申請書作成システム（WEB版）で作成し、トップページの「都税事務所への電子データ提供について」に同意をいただいた方は、電子データのご提出は不要です。（注）**Excel版で作成された方は、減免申請書と併せて電子データ（ワークシートを保存したCD又はDVD）をご提出ください。**

#### (2) 商品中古自動車証明書（査定協会が発行したもの）

- ・ 査定協会への証明書発行申請期間は、令和3年4月1日(木)から同年4月30日(金)までです。  
[郵送による申請は、令和3年4月30日(金)までの消印有効]

#### (3) 古物商許可証の写し

#### (4) 令和3年度自動車税（種別割）納税通知書の写し（又は自動車税（種別割）納税通知内訳書の写し）

### 3. 減 免 申 請 期 限

#### 令和3年5月31日(月)

- ・ 郵便又は信書便の場合は、その消印が減免申請期限までであるものに限り、郵便又は信書便以外は、提出場所に到達した日が提出日となります。  
(郵送等で控への返却が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)

### 4. 減 免 額

自動車税（種別割）年税額の12分の3に相当する額

- ・ 4月中の抹消は1ヶ月相当額、5月中の抹消は2ヶ月相当額、6月中の抹消は3ヶ月相当額です。

### 5. 注 意 事 項

- (1) 道路運送車両法第7条により新規登録（中古新規を含む。）された自動車は、中古商品自動車に該当しません。
- (2) 申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている自動車対象です。  
所有者と同一でない使用者が登録されている（所有権留保車を含む。）場合は対象とはなりません。
- (3) 所有するすべての自動車の自動車税（種別割）を納期限までに必ず納付してください。
  - ・ 減免申請した自動車以外の自動車（自社使用車等）を含みます。
  - ・ **納期限までに納付していない自動車が1台でもあった場合には、それが減免申請した自動車以外でも、すべての自動車について減免が不許可となります。**
  - ・ 抹消済の自動車についても、納期限までに年税額または月割税額を納付してください。
  - ・ 減免が決定した自動車については、減免額を後日還付します。
- (4) 例年、賦課期日前に変更登録（名義変更・抹消・転出等）済の自動車の申請が見受けられます。十分ご確認ください。

★東京都では、現地調査による中古商品車の現車確認を行っていますので、ご協力をお願いいたします。

### 6. 提 出 場 所

東京都都税総合事務センター 自動車税課 調査班 (問い合わせ先) TEL 03-5946-6783  
〒176-8509 東京都練馬区豊玉北6-13-10 (平成30年2月に練馬区に移転しました。)